

デジタル社会のパスポート マイナンバーカード

この特集では、デジタル庁への「ご意見・ご要望」に寄せられた質問とその回答をご紹介します。



マイナンバーは人に見られても大丈夫なのですか。

大丈夫です。 マイナンバーだけ、または名前とマイナンバーだけでは情報を引き出したり、悪用したりすることはできません。マイナンバーを使う手続きでは、顔写真で本人確認することが義務化されています。

オンラインで利用する時にも、ICチップに入っている電子証明書を利用するので、マイナンバーは使われません。



マイナンバーカードを落とすと、ICチップに入っている税や年金、医療などのさまざまな情報が流出するので怖いです。

ICチップには、税や年金、医療などに関する情報は記録されていません。

記録されているのは、氏名・住所・生年月日・性別と顔写真、マイナンバー、それに、電子証明書と住民票コードです。

落としたマイナンバーカードを取得した人がいても、ご本人以外は、税や年金、医療などの個人情報を引き出せません。不正に情報を読み出そうとするとICチップが壊れる仕組みとなっていますので、ご安心ください。



マイナンバーカードから、マイナンバーに紐付けられた自分の個人情報が流れ出ることはないのですか。

マイナンバーを利用して個人情報を見ることができるのは、各種手続きを行う行政職員のみなのでご安心ください。

行政職員でも、担当業務に関係のない情報は、見ることはできない仕組みとなっています。

業務上の必要があって、行政機関間でああなたの情報のやり取りがあった場合には、マイナポータルあなたのサイトから、その内容を全て確認できます。





マイナンバーカードと健康保険証を一体化し、健康保険証を2024年秋をめどに廃止すると聞きました。
マイナンバーカードは、必ず作らなければいけないのでしょうか。
施設に入所している高齢者など、マイナンバーカードを取得できない人は保険診療を受けられなくなりますか。

マイナンバーカードは、**国民の申請に基づき交付される**ものであり、この点は変わりません。また、**これまで通り保険診療を受けられます**。
マイナンバーカードを利用することで、診療記録などをその場で引き出すことができるようになり、データに基づいた**より良い医療を受けられるようになります**。
デジタル庁・総務省を中心に、施設に入所している方も含め、**すべての人がマイナンバーカードを取得できるように努めていきます**。



マイナンバーカードを健康保険証として使える医療機関も少なく、従来の健康保険証よりも診療報酬が高くなると聞きましたが本当ですか。

2023年4月からは、全ての医療機関・薬局において、マイナンバーカード保険証を利用して受診ができるようになります。
マイナンバーカード保険証を利用した際の自己負担額は、2022年10月より改定されています。医療機関で、マイナンバーカードを利用した場合は初診料6円、従来の保険証を利用した場合は初診料12円です。**マイナンバーカード保険証を利用したほうが、初診料が安くなります**。



マイナンバーカードと健康保険証一体化後、マイナンバーカードを落とししたり無くしたりした場合、再発行までは保険証が使えないのですか。

紛失などによりマイナンバーカードを再発行する必要がある場合、現在は受取までに1~2か月かかっていますが、この期間を大幅に短縮していきます。市町村の窓口で申請をすれば、長くても10日間程度でカードを取得できるように検討していきますので、しばらくお待ちください。
それでも、例外的な事情により、手元にマイナンバーカードがない状態で保険診療などを受ける必要がある場合については、今後、関係府省と連携しながら、丁寧に対応していきます。





マイナンバーカードは、当初「他人に見せないようにし、大切に保管しましょう」と聞いた気がします。カードを使った便利なサービスがあると聞いていますが、持ち歩いてもいいものなのですか。

今後、マイナンバーカードを利用する便利なサービスが増えていきます。

マイナンバーカードは、持ち歩いて問題ありません。

持ち歩くときに気を付けていただく点は、銀行のキャッシュカードやクレジットカードなどと同じです。万が一落としたり無くしたりした場合は、24時間365日フリーダイヤル（0120-95-0178）で受け付けていますので、利用を一時停止してください。

なお、落としたカードの方も、パスワードを知らなければ何も使えません。ICチップの中を無理やり読み込もうとすると、チップが自動的に壊れる仕組みとなっていますので、悪用することもできません。



デ ジ タ ル 庁 か ら の お し ら せ

マイナンバーカードに関する相談・お問い合わせは TEL 0120-95-0178（フリーダイヤル）

音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。

1番：マイナンバーカード・電子証明書・個人番号通知書・通知カード

2番：マイナンバーカードの紛失・盗難

3番：マイナンバー制度・法人番号

4番：マイナポータル

5番：マイナポイント第2弾

6番：公金受取口座登録制度

受付時間

月～金 午前9時30分から午後8時まで

土日祝 午前9時30分から午後5時30分まで

※1番・5番は、月～金・土日祝ともに午前9時30分から午後8時まで（3月まで）

※2番「マイナンバーカードの紛失・盗難」によるカードの一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

デジタル庁 HP「よくある質問：健康保険証との一体化に関する質問について」
からも、マイナンバーカードに関する質問とその回答が確認できます▶



市からのお知らせ

マイナンバーカードの申請はお済みですか？

持ち物：

- ①通知カード（マイナンバーが記載された紙製のカード）
- ②住民基本台帳カード（お持ちの人のみ）
- ③本人確認書類（運転免許証・パスポート・健康保険証+学生証、年金手帳、医療受給者証など）

場所：本庁市民課または支所市民窓口課

☎本市民課 Tel 23-7307

ご存知ですか？ マイナポイント



マイナンバーカードで、健康保険証利用と公金受取口座を登録することで、計 15,000 円分のキャッシュレス決済に利用できるポイントが付与されます。また、新規にカードを取得した場合は、買い物・チャージの金額の 25% 分のポイントが付与されます（5,000 円のポイントには 2 万円分の買い物またはチャージが必要）。

最大 2 万円分のポイントは、電子マネーなどとして使うことができます。

最大 **20,000** 円分 **マイナポイント** がもらえる

新規取得後、
買い物または
チャージで +

5,000 円分

健康保険証と
しての利用申
し込みで +

7,500 円分

公金受取口座
の登録で +

7,500 円分

マイナポイントの申し込みがしたい…

でも **スマホの使い方が分からない…** という人へ

▶ スマホをお持ちでない人や使い方がよく分からないという人に向けて、本庁 1 階階段下および支所 1 階市民窓口課前に特設コーナーをご用意しております。

持ち物：

- ①マイナンバーカード
- ②マイナンバーカードの暗証番号（4桁）
- ③電子マネー（マイナポイントを受け取るキャッシュレス決済手段）
- ④申請者本人の金融機関名と口座番号が分かるもの

時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（**困**は午後 7 時まで）

※混雑状況により申し込み手続き時にお待ちいただくことがあります。

☎本政策企画課 Tel 23-7277



▲特設コーナーでは職員が申込方法をご案内します

マイナポイントを受け取るためには

2 月末までの カード申請が必要です

